

【職責】

◇公認心理師法

- ・第2条 全文。
- ・第42条（連携・医師の指示）
- ・第41条（秘密保持期間、チーム内守秘義務ジレンマ）

◇支援に対する公認心理師の留意点

- ・秘密保持義務と通告義務
- ・多重関係の禁止

◇アセスメントに関する公認心理師の留意点

- ・CIの利益になるやり方
- ・インフォームドコンセント

【関係法規】

◇少年法

- ・犯罪少年、触法少年、虞犯少年
- ・少年院種別（第一種～第四種まで）

◇発達障害者支援法

- ・2004年公布、2005年施行。
- ・自閉症やアスペルガー障害、注意欠陥多動性障害をもつ人への社会福祉的支援。
- ・発達障害の早期発見と発達障害者の社会参加促進。
- ・発達障害児の定義を18歳未満と定めているが、支援対象者の年齢は定められていない。

◇いじめ防止対策推進法

- ・推進法！
- ・いじめの理解：「どの子供もどの学校にも起こりうる」。
- ・いじめの定義（2条）：いじめとは、「当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」。
- ・けんかやふざけあいであっても背景調査をする。

◇医療観察法

- ・正式名称「心神喪失等の重大な加害行為を行った者の医療および観察に関する法律」。
- ・重大な6罪：殺人・放火・傷害・強盗・強姦・強制わいせつ。
- ・この法律の下で入院処遇となった者は精神保健福祉法の規定は適応されない。（終了すれば精神保健福祉法にシフト）

◇障害者差別解消法

- ・ 成立年度：2013 年公布 2014 年施行。
- ・ 合理的配慮の不提供は「禁止」。

◇児童虐待防止法

- ・ 児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待の早期発見の努力義務が課せられている。疑った場合は速やかに通告する義務がある。

◇ストレスチェック制度

- ・ 実施する者：産業医、医師、保健師、研修を受けた看護師、PSW。
- ・ 50 人以上の企業は義務。



【DSM 5】

◇神経発達症群の中身

- ・ IV-TR から選択性緘黙は不安障害群に移動。反応性愛着症は心的外傷群に移動。
- ・ 自閉スペクトラム症 (ASD) について。

IV-TR の広汎性発達障害 (自閉性障害・レット障害・小児期崩壊性障害・アスペルガー障害・特定不能の広汎性発達障害) が自閉スペクトラム (ASD) に変更。Wing の 3 徴候 (社会性・想像力・コミュニケーション) から、①社会的コミュニケーションおよび関係性の持続的障害、②限定された反復する様式の行動、興味活動の 2 つにまとめられた。

※症状の発現年齢の変更 (ASD は 3 歳までから「発達早期」に。ADHD は 7 歳以前から「12 歳以前」に引き上げ)

◇PTSD

- ・ 自身が直接目撃体験した以外に、近しい人に起こった場合や仕事で繰り返し聞いた場合にも適応されるようになった。
- ・ 6 歳以下別項だが、全年齢に発症しうる。
- ・ 2 ヶ月日以降という期間は変わりなし。

◇摂食障害

- ・ 体重の基準は標準体重の 85% から標準体重の最低ラインに変更 (数値の明示なし)、および BMI により重症度を特定することになった。17 以下)

◇パーソナリティ障害各種

- ・ IV-TR から変更ないが、2 社で出題されていたので、おさらいを。

【基礎心理】と【その他】はツイートのとおり。